

令和 8 年度 産業廃棄物処理施設（焼却施設）に係るダイオキシン類検査業務仕様書

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 15 条に規定する産業廃棄物処理施設である焼却炉を対象に排出ガス等の検査を行うもの。

法第 15 条の 2 の 3 に規定される「維持管理の技術上の基準」の遵守状況の確認に加え、廃棄物焼却炉はダイオキシン類の主要な発生源であることから、法第 19 条第 1 項の規定に基づき立入検査を実施し、排出実態の把握を行うもの。

2 対象施設

設置者名及び必要な図面は、落札決定後、受注者に通知するものとする。

設置者名	設置場所	施行令番号（焼却物）	処理能力	排出ガス処理
ア	市内	第 8 号（廃プラスチック類）	2.68t/日 (20 時間)	バグフィルター (乾式集じん)
イ	市内	第 3 号（汚泥）、第 5 号（廃油）、 第 8 号（廃プラスチック類）、第 13 号の 2（廃酸、廃アルカリ、 紙くず、木くず、繊維くず、動植 物性残さ、動物系固形不要物、ゴ ムくず、感染性産業廃棄物）	6.3t/日	バグフィルター (乾式集じん)

※アについては、焼却炉が 2 基あり隔日交互稼働で運用され、処理能力は合計値である。2 基のうち、稼働中の 1 基を検査対象とする。

3 分析項目等

	排出基準（ばいじん・燃え殻は処理基準）			
設置者名 (対象施設)	排出ガスの ダイオキシン類	ばいじん・燃え殻の ダイオキシン類	排出ガスの 一酸化炭素	排出ガスの酸素
ア	10ng-TEQ/m ³	3ng-TEQ/g	100ppm	
イ	5ng-TEQ/m ³	3ng-TEQ/g	100ppm	
分析方法	ダイオキシン類 の濃度の算出方 法（H12.1.14 厚 告第 7 号）	ダイオキシン類 対策特別措置法 施行規則第 2 条 第 2 項第 1 号	JIS K0098	排出ガス中のダ イオキシン類測 定の補助的測定

- ・排出ガスのダイオキシン類の排出基準
法施行規則第 12 条の 7 第 5 項で準用する同規則第 4 条の 5 第 1 項第 2 号ワに規定する別表第 3（処理能力 2t/h 未満の欄）及び規則附則（平成 9 年 29 日厚生省令第 65 号）第 9 条第 2 項
- ・ばいじん・燃え殻のダイオキシン類の処理基準
ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 7 条の 2 第 1 項
※検体採取については、排ガス採取後、翌日に燃え殻を採取するため対象施設 1ヶ所に 2 日間を要する。詳細は別途指示する。
- ・排出ガスの一酸化炭素
法施行規則第 12 条の 7 第 5 項で準用する同規則第 4 条の 5 第 1 項第 2 号ル
※排出ガスのダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標。

4 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

5 日程

業務の実施日程の目安は以下のとおりである。

- ・令和8年11月～令和9年1月 採取
- ・令和9年2月 報告書の提出 → 発注者による検査

6 業務の用に供する機械器具等

本業務の用に供する機械器具、資材及び運搬費は全て受注者の負担とする。

7 報告書

濃度計量証明書（A4版）及び結果報告書（採取状況の写真を添付）を提出すること。なお、結果報告書は電子データで提出すること。

8 業務遂行上の遵守基準

- （1）受注者は、業務の遂行に当たって、その精度を高めるため最大限の努力を払い、業務の目的を十分に達成する優秀な成果品を納入しなければならない。
- （2）本仕様に明示されない事項または疑義を生じた場合は、協議の上決定するものとする。

特記事項

【暴力団排除に関する事項】

受注者は、当該業務の遂行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- （2）暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- （3）排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

令和8年度 産業廃棄物処理施設(焼却施設)に係るダイオキシン類検査業務

内 訳

	項目	単位	数量	単価	金額
分析費	排ガス中のダイオキシン類	検体	2		
	ばいじん中のダイオキシン類	検体	2		
	燃え殻中のダイオキシン類	検体	2		
	排ガス中の一酸化炭素・酸素濃度	検体	2		
小計					
人件費	測量技師	人日	2		
	測量技師補	人日	2		
	測量助手	人日	2		
小計					
直接経費	ライトバン運転費 (3時間)	台日	4		
小計					
間接経費		式	1		
小計					
合計					
	端数処理(千円未満切り捨て)				
消費税相当額	10%				
総 計					